

弘前大学医学部附属病院における身体的拘束最小化のための指針（基本方針）

令和7年5月14日制定

1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

弘前大学医学部附属病院（以下、「本院」という。）では、患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が拘束による身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束をしない診療・看護の提供に努める。

（1）身体的拘束の定義

この指針において「身体的拘束」とは、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの器具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

（2）緊急やむを得ない場合の要件

「緊急やむを得ない場合」とは、次の3つの要件を全て満たす状態にある場合をいう。

切迫性	患者又は他の患者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
非代替性	身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
一時性	身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2. 身体的拘束最小化に向けての基本方針

本院では、患者又は他の患者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合であっても、必要最低限の身体的拘束とし、要件に該当しなくなった場合には速やかに解除する。

（1）やむを得ず身体的拘束を行う場合

患者又は他の患者等の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、1.（2）に示す3つの要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意（本院の様式「安全確保のための行動制限 説明・同意書」）を得て行うこととし、本院の「身体的拘束最小化対応フローチャート」に則り、実施することとする。

また、身体的拘束を行った場合は、医師・看護師を中心に十分な観察を行うとともに、経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除するように努める。

(2) 身体的拘束禁止の対象としない具体的な行為

肢体不自由や体幹機能障害があり残存機能を活かすことができるよう、安定した体位を保持するための工夫として実施する行為については、身体的拘束禁止行為の対象としないこともある。

- ・ 整形外科等治療で用いるシーネ固定等
- ・ 点滴時のシーネ固定
- ・ 自力座位を保持できない場合の車椅子ベルト
- ・ 患者を転倒や離院などのリスクから守る事故防止対策（離床センサー等）
- ・ 創部等の安静保持のために用いる肘関節帯等
- ・ 精神病床における身体的拘束の取扱いについては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による。

(3) その他の日常ケアにおける基本方針

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ・ 患者主体の行動、尊厳ある生活に努める。
- ・ 言葉や対応などで、患者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ・ 患者の思いをくみ取り、患者の意向に沿った医療を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応を行う。
- ・ 患者の安全を確保する観点から、患者の身体的・精神的安楽を妨げるような行為は行わない。
- ・ 「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら患者に主体的な入院生活を適時していただけるように努める。

(4) 薬剤による行動の制限

薬剤による行動の制限は、この指針における「身体的拘束」には該当しないが、鎮静を目的とした薬剤の必要性と効果を評価し、必要な深度を超えないよう適正量の薬剤を使用する。

3. 身体的拘束最小化チームに関する事項

本院では、本院の患者に対して身体的拘束最小化対策を講じることを目的として、身体的拘束最小化チームを設置する。前述のチームの組織及び運営については、「身体的拘束最小化チーム内規」に定める。

4. 身体的拘束最小化のための研修

入院患者に関わる職員を対象として、「身体的拘束最小化のための研修」等を年1回

以上実施する。

附 則

この指針は、令和7年5月14日から実施する。